

農地中間管理事業に関する意見書

平成27年6月22日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第六条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1 平成26年度の実施状況について

- 平成26年度の農地中間管理事業実績は当初計画の達成には至らなかったが、制度創設初年目であり、さらには平成26年産米の米価下落という厳しい環境の中にあって、借入面積1,461ha、貸付面積733haという一定の実績をあげたことは、機構の努力の跡がうかがえる。
- 達成できなかった要因としては、周知の不足や人・農地プランが思うように進まなかったこともあげられるが、むしろ我が国の農業や担い手の置かれている厳しい現状が大きく関わっているものと考えられる。

2 安定的な経営体育成に向けた取組み

- 農地中間管理事業が、農地の集積面積の拡大だけでなく、安定的な経営体の育成にどう寄与しているのかという視点が重要と考える。
- 米価下落に加え、本県では風評被害が続く中では、農業者にとって経営の安定が見込まれないため、規模拡大に消極的となり、農地中間管理事業の活用も少なくなる。事業の推進を図るには、農業経営の安定が図られ、担い手が安心して営農に取り組めるよう、経営対策、生産対策、流通販売対策など総合的視点からバランスの取れた農業政策の展開が必要である。
- 安定的な経営体育成という観点からは、農地中間管理事業による集積が、経営面積拡大という量的増加だけではなく、分散錯圃の解消による効率化など団地化という質的向上の視点を重視し、質・量の両面から今後の事業展開を図ることが肝要である。

3 現場での課題に対する機構の考え方について

- 現場からは制度の仕組みや人・農地プランの推進、担い手を取り巻く状況等の様々な課題があげられているが、それらに対応した機構の考え方は適正と認められる。
- 農地中間管理事業を着実に進め、農業・農村の振興・発展につながるよう、現場の率直な声を福島県から発信し、より実効性のある仕組みに変えていくことが重要である。

4 平成26年度の取組み上の課題及び改善方向、並びに平成27年度の取組みについて

- 平成26年度の取組み上の課題の整理とそれに対する改善方向は適正と認められる。
- 平成27年度の機構の取組み内容についてはおおむね適正と認められるが、特に次の点に力を入れ、目標面積の達成に向けて努力していただきたい。
 - ・重点地区を中心とした活動展開を十分に行うこと
 - ・市町村と連携・協力し、出し手情報の共有化と借受者ニーズの把握を行い、マッチングの向上に努めること
- 事業推進に当たっては、市町村や市町村農業委員会、特に、今後農業委員会に設置予定の農地利用最適化推進委員との連携に努めていただきたい。

(参考)

農地中間管理事業評価委員会の開催概要

- (1)開催月日：平成27年6月4日(木)
- (2)開催場所：福島市 ふくしま中町会館
- (3)出席委員：岩崎由美子委員長、小森貞治委員、車田次夫委員
大出隆秀委員、甲斐毅委員